志布志市教育委員会

緊急事態宣言を踏まえた児童生徒等の県外への旅行等の 自粛とその対応について(お知らせ)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県も緊急事態宣言の対象区域とされたことを受け、知事から各学校に対して臨時休業についての要請があり、本市においても令和2年4月22日(水)から5月6日(水)までの間、一斉臨時休業を行うこととしたところです。

また、県においては、県民に対して、「都道府県をまたいで移動することはできるだけ避ける」ことや「特定警戒都道府県に滞在したことのある方の来県後2週間の外出自粛」等を求めているところです。

つきましては、学校等での集団感染防止を徹底するため、一斉臨時休業期間中に おける児童生徒の県外(都城市、串間市、三股町は除く)への旅行等の自粛やその 対応については、下記のとおりといたしますので、保護者の皆様の御理解と御協力 をお願いいたします。

記

- 1 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで移動することはできる限り避 けるようにお願いします。
- 2 保護者同伴での旅行も含め、やむを得ず児童生徒が県外等への旅行等を行う場合は、保護者から学校に電話連絡等で届出をしてください。
- 3 保護者同伴での旅行も含め、やむを得ず児童生徒が県外等への旅行等を行った 場合は、下記の対応とします。
 - (1) 帰県後は起算して2週間は登校しないこと。(学校再開後だけでなく,放課後児童クラブや学校受け入れ,校庭開放等も含めて,利用を控えること。)
 - (2) 日常生活においてもマスク着用、手洗い、咳エチケット等を徹底すること。
 - (3) 発熱等風邪の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターへ相談すること。
- 4 児童生徒以外の同居の家族で、県外を訪問したり、県外から帰省した方がいる場合には、学校にも可能なかぎり連絡をお願いします。(毎朝の「体温のチェック表」の提出や家庭と連携した健康観察等で、体温に問題がなければ、児童生徒の登校は可能ですが、学校等での体調管理をより丁寧に行うことで、集団感染防止の徹底を図ります)